

向夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、滋賀県商工観光労働行政の推進ならびに中小企業者に対する金融の円滑化に格別の御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本年3月8日に国から公表された「再生支援の総合的対策」のとおり、本年7月以降の資金繰り支援については、コロナ前の水準に戻し、経営改善・再生支援に重点を置く一方で、依然としてコロナ禍の影響や円安等に伴う資材費等の価格高騰等で苦しむ事業者への継続した資金繰り支援の観点から、令和6年6月7日付けで国から発出された「コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について」の要請内容に従い、適切な対応をお願いいたします。

また、本県においても、多くの中小企業者がコロナ禍で積み上がった債務の返済負担の増加や物価高騰等の影響を引き続き受ける中、コロナ禍から続く資金繰り支援が大きな転換点を迎え、中小企業者への経営改善・再生支援がより一層必要とされているところです。

貴行（金庫、組合）におかれましては、中小企業者の資金繰りに万全を期していただくとともに、下記事項について格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 物価高騰や人手不足等の影響を受けている事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り、事業計画の策定をはじめとした経営改善の相談等に丁寧に対応いただくとともに、融資判断においては、事業の特性や各種支援施策の実施見込み等を踏まえ、今後の経営改善や事業再生に繋がるよう、事業者に最大限寄り添ったきめ細やかな対応を引き続き徹底いただきますようお願いいたします。
- 2 既往債務の条件変更や借換等について、返済期間・据置期間の延長等を積極的に提案するなど、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続いただくようお願いいたします。また、コロナ関連融資の返済が厳しい事業者については、コロナ関連融資の借換に対応した県制度融資「セーフティネット資金（経営力強化新規枠・借換枠）」（令和6年7月1日創設予定）や「政策推進資金（再生支援枠）」を利用し、経営改善・再生支援に資する資金繰り支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 3 本年2月より時限的に対象に追加された「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援策を活用し、取引先の事業者が事業不振の際には、自ら経営改善・事業再生・再チャレンジ支援を積極的に行っていただきますようお願いいたします。あわせて、本年4月1日に創設した県制度融資「経営支援資金（経営者保証非提供促進枠）」等、経営者保証の提供を不要とする制度について事業者にも周知いただき、積極的に活用いただきますようお願いいたします。

令和6年6月26日

〇〇〇〇銀行（金庫、組合）
代表取締役頭取 〇〇 〇〇 様

滋賀県知事 三日月 大造